



AIN GROUP

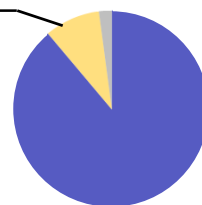
## オンライン服薬指導

株式会社 **アインファーマシーズ**  
代表取締役社長  
大石 美也

# アイングループ概要



商号	株式会社アインホールディングス
代表者	代表取締役社長 大谷喜一
設立	1969年8月
資本金	21,894百万円 <u>2018年4月期末</u>
売上高及び利益	売上高 268,385百万円 経常利益 20,129百万円 <u>2018年4月期末</u>
売上構成	ファーマシー事業 238,645百万円、リテール事業 24,117百万円 <u>2018年4月期末</u>
従業員数	9,603人(嘱託、パート含) 内薬剤師:4,457人 (連結延人数) <u>2018年4月末</u>
本社	北海道札幌市白石区東札幌5条2丁目4-30
グループ会社	《調剤及び医薬品等の販売業》(株)アインファーマシーズ他65社 《後発医薬品卸業》(株)ホールセールスターズ 《人材紹介業》《医療コンサルティング業》(株)メディウエル、医療開発(株)
店舗数	1,135店舗 (調剤薬局1,083店舗、ドラッグストア52店舗) <u>2018年12月末</u>



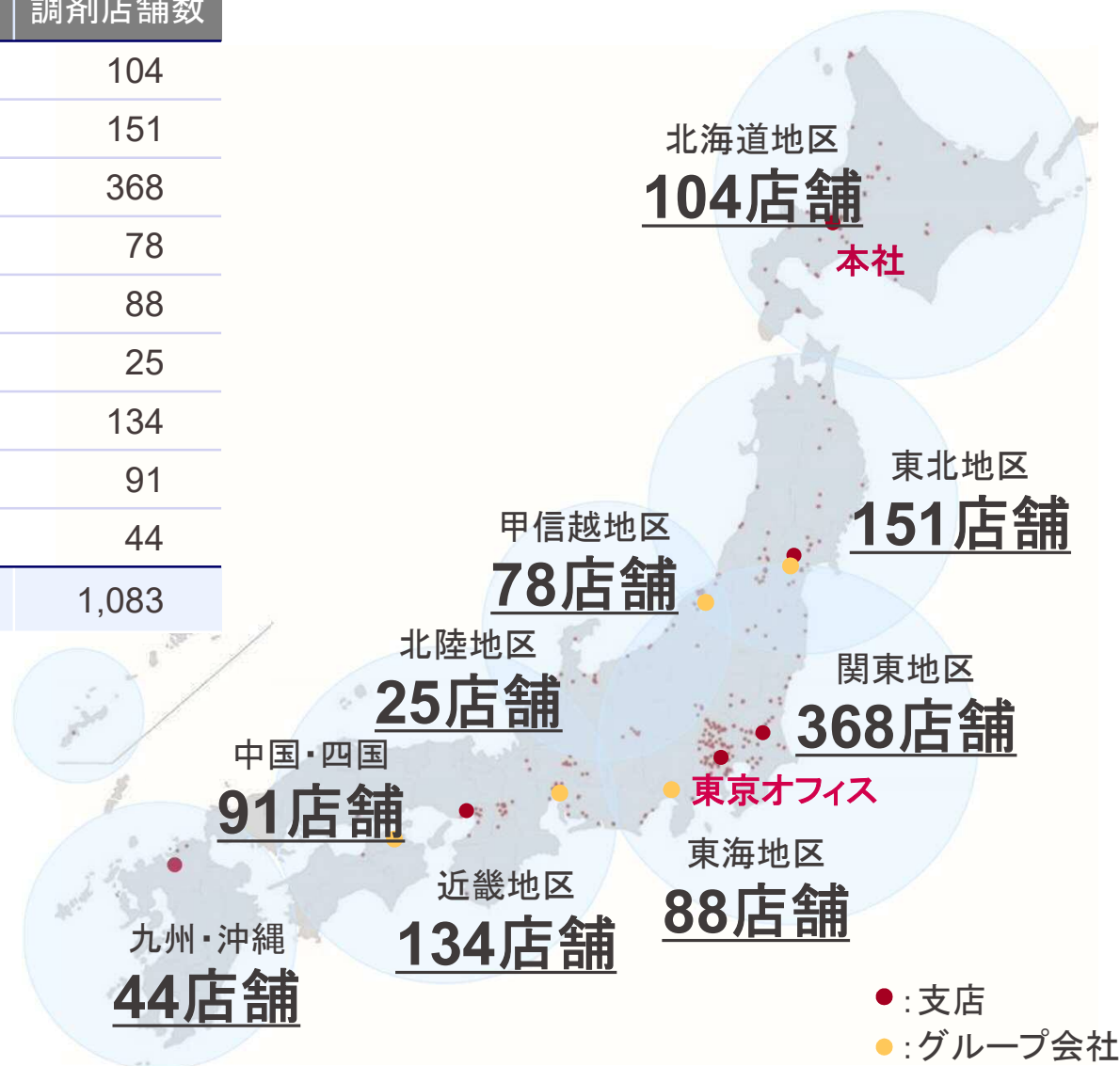
2018年4月期 連結売上高  
268,385百万円



# 調剤薬局展開(地区別)

地区	調剤店舗数
北海道地区	104
東北地区	151
関東地区	368
甲信越地区	78
東海地区	88
北陸地区	25
近畿地区	134
中国・四国	91
九州・沖縄	44
<b>アイングループ総店舗数</b>	<b>1,083</b>

▶ 2018年12月末



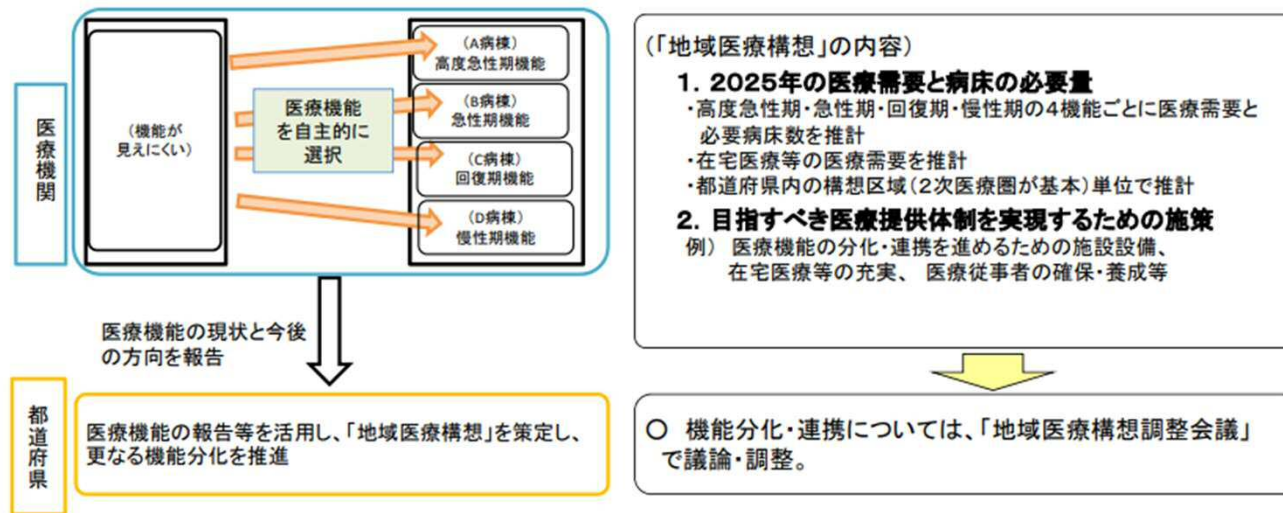
# 第6次医療法改正と地域医療構想

## ■第6次医療法改正の趣旨(2014年)

社会保障と税の一体改革として、**効率的かつ質の高い医療提供体制を構築**するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、所要の整備等を行う。

## ■地域医療構想

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。  
(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)  
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。  
平成27年3月に発出。



12

# オンライン診療の動向

## ■ オンライン診療をめぐる状況

2015年8月10日 厚生労働省 医政局長事務連絡	下記を明確化 ・医師法20条の <b>対面診療の原則に遠隔診療が抵触しないこと</b> ・医師の判断で実施可能であること ・患者利点を十分勘案した上で対面診療を適切に組み合わせて行われるときは、 <b>初診からでも遠隔診療で問題ないこと</b> 医師法20条: 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。
2017年6月9日 規制改革推進会議 (内閣府)	規制改革実施計画が閣議決定 <b>遠隔診療の明確化、診療上の評価の検討</b> が明記
2017年7月14日 厚生労働省 医政局長通知	遠隔診療の明確化 ・「 <b>離島・へき地</b> 」以外でも可能であること ・ <b>初診時も可能</b> であること ・医師の判断で実施可能な具体例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が 想定されること ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組み合わせが想定されること
2018年4月1日 診療報酬改定	診療料の評価の拡充 <b>オンライン診療料等新設</b>
2018年6月4日 規制改革推進会議 (内閣府)	<b>次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討</b> 2019年度検討、結論: ガイドラインを踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に たったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等 の見直しについて、検討を進める。

▶ 各種資料より当社調べ

# オンライン服薬指導についての整理



## ■ オンラインでの服薬指導関係資料の要約及び抜粋

	詳細
2013年12月13日公布 薬事法及び薬剤師法の一部を 改正する法律	処方箋により調剤された薬剤の販売、授与について、 <b>対面である旨が明記。</b> (これまでは省令にて対面販売を規定)
2015年6月30日 日本再興戦略	原則対面で服薬指導を行うが、 <b>特例</b> として以下の通り取り組むこと。 ・医療資源が乏しい離島、へき地について遠隔診療が行われた場合、対面での服薬指導が行えない場合に、 <b>国家戦略特区においてはテレビ電話を活用した服薬指導</b> を可能とする。 ・民間事業者等による <b>医薬品の配達が可能</b> であることを明確化。 ・今後、国家戦略特区内で実証的に、離島、へき地に居住する者に対し、遠隔診療が行われ、対面での服薬指導ができない場合に限り、テレビ電話による服薬指導を可能とする。
2017年6月9日 未来投資戦略2017	遠隔診療について、次期診療報酬改定で評価を行う。 更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。 また <b>遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討</b> する。
2018年6月4日 規制改革推進に関する第3次答申 (規制改革推進会議)	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、薬剤師による <b>対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うこと</b> について検討し、結論を得る。【2018年度検討・結論、2019年度上期措置】
2018年6月15日 未来投資戦略2018	服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けて、 <b>次期以降の診療報酬改定における有効性・安全性を踏まえた評価</b> 、医薬品医療機器等法の改正の検討等所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取り組みを進める。 オンラインの服薬指導は、 <b>国家戦略特区の実証等を踏まえつつ</b> 、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。

▶ 各種資料より当社調べ

# 国家戦略特区での取り組み①

## ■ 2017年11月10日厚生労働省医薬・生活衛生局通知

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」

国家戦略特区におけるオンライン服薬指導の内容が明確化された

- ・国家戦略特区における特定区域内に居住する者に対して実施
- ・医師又は歯科医師から**対面以外の方法による診察に基づき交付された処方箋(特定処方箋)にのみ実施**
- ・テレビ電話装置等には、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する機能を有すること
- ・テレビ電話装置等はスマートフォンやタブレット等も含まれる
- ・指導の映像及び音声を記録する 等

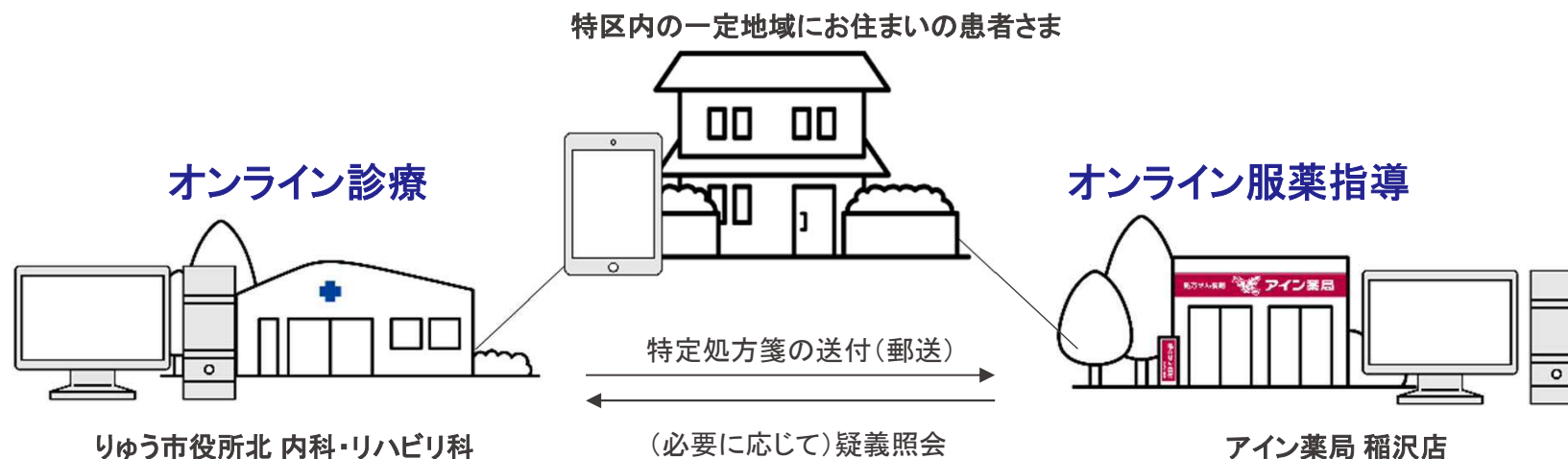
## 国家戦略特区での取り組み②

### ■ 愛知県でのオンライン服薬指導実施への取り組み経緯

	詳細
2018年6月14日	国家戦略特別区域諮問会議(内閣府)にて「愛知県 国家戦略特別区域 区域計画」が認定。
2018年6月15日	オンライン服薬指導事業の登録申請に関する記者発表(愛知県健康福祉部保健医療局)で、6月18日から登録申請受付を開始すると発表。
2018年6月18日	愛知県へ事前相談を開始。
2018年6月21日	「アイン薬局 稲沢店」にて登録が完了。
2018年7月5日	「アイン薬局 稲沢店」にて1例目のオンライン服薬指導を実施。

▶ 各種資料より当社調べ

### ■ 実施イメージ





# アイン薬局稲沢店のご紹介



## ■ 概要



住所	愛知県稲沢市 長東町観音寺田150
開局	2004年9月1日
営業時間	月～金曜日、9:00～18:00
人員体制	薬剤師4名、医事スタッフ4名

## ■ 地域医療連携に向けた取り組み

### <稲沢市民病院との取り組み>

- ・トレーシングレポート(※1)を用いた情報提供。
- ・お薬手帳に添付していただくレジメン(※2)を調剤時に確認。
- ・薬剤の適正使用について随時薬剤部と連絡をとり疑義照会の取り決めを実施。
- ・高度薬学管理の研修(抗がん剤の調製) 等

### <地域での取り組み>

- ・市民向け講座の実施 等

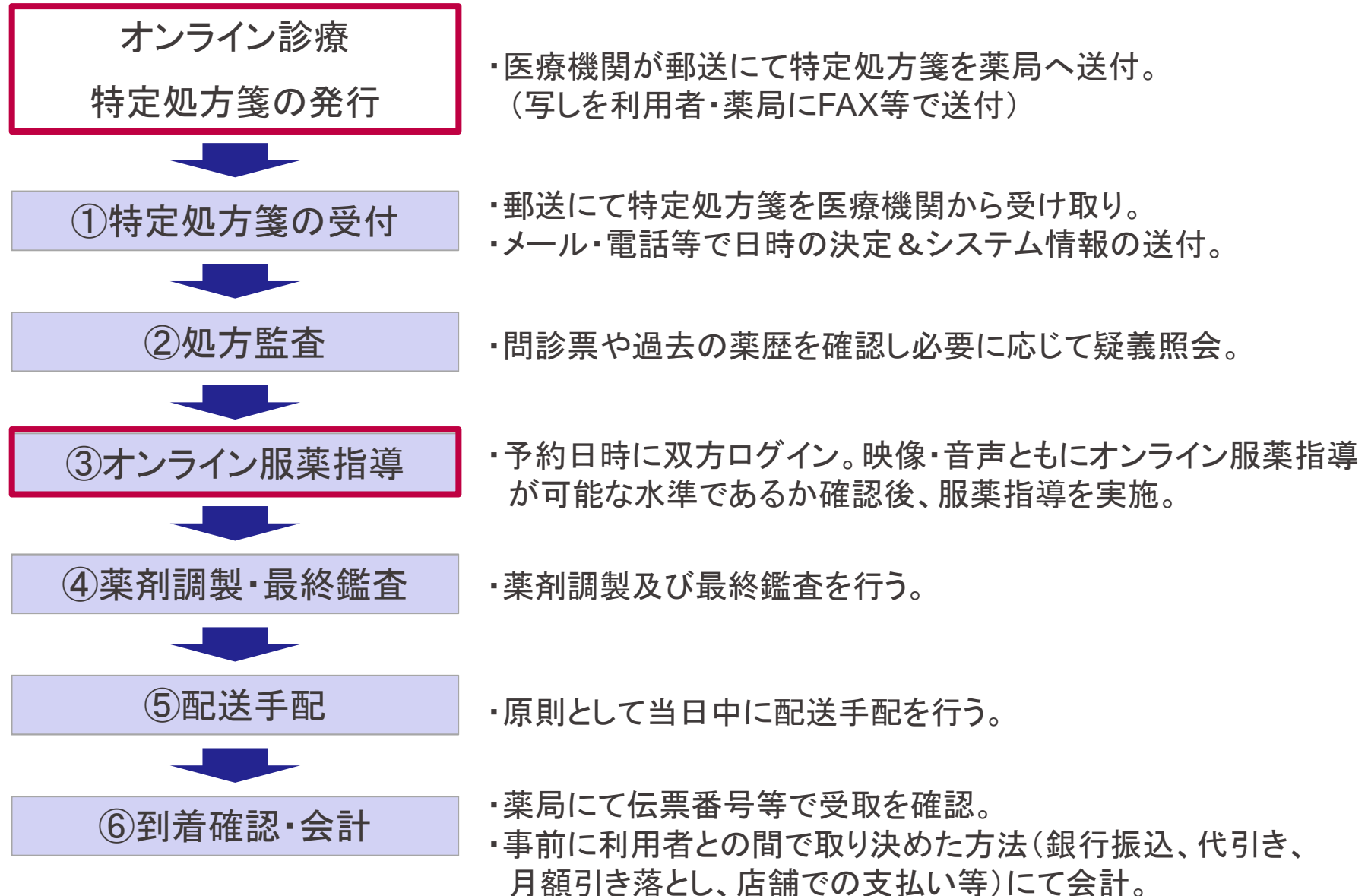
(※1)トレーシングレポートとは、保険薬局で得られた緊急性の低い情報を、処方医に伝える文書のこと。

(※2)レジメンとは、薬物治療における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画のこと。

# 特定区域・医療機関・薬局の位置関係



# オンライン服薬指導の流れ



# オンライン服薬指導の実施状況

2018年7月から2019年1月までの間に1名の患者様に対して、オンライン服薬指導を実施。

## 患者様の声

- ・画面越しの会話で特に相談しづらいことはない。
- ・オンラインでの診療と服薬指導は**前もって予約**をしなければならない、**予約時間ぴったり**にシステムを立ち上げたりするなど面倒な点もある。

## 薬剤師の声

- ・画面越しでの服薬指導について、**通常と変わらない**指導ができた。
- ・患者様のご自宅にいて、**プライバシー**が保たれ、実際の**残薬も確認**できることが分かった。
- ・**システムの操作方法**の説明に思わぬ時間がかかることが分かった。独居の高齢者では大変だと思う。
- ・通常の外来での服薬指導よりも**手間と時間**がかかる。
- ・**電子お薬手帳**が有用ではないか。



## ■ オンライン服薬指導手順書

### 第1章 オンライン服薬指導の実施に関する総則

- 1 目的
- 2 適用範囲
- 3 実施体制及び責任者の役割
- 4 施行通知の事前確認

### 第2章 オンライン服薬指導手順書

- 1 利用者から本事業の利用を希望することを確認
- 2 利用者の個人情報の取得
- 3 テレビ電話装置等の利用等に関する事項
- 4 オンライン服薬指導等を実施する薬局と特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所との連絡体制及び対応の手順の整備に関する事項
- 5 利用者の近隣の薬局・医療機関等との連絡体制及び対応の手順の整備に関する事項（利用者に副作用被害が発生した場合の連絡や搬送手順の策定を含む）
- 6 オンライン服薬指導等の実施手順
- 7 オンライン服薬指導等の実施に事故等があった場合の対応の手順の整備に関する事項
- 8 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集
- 9 薬剤の配送等に関する事項
- 10 その他オンライン服薬指導の実施に関する留意事項等

## 愛知県への提出書類②

### ■ 別添様式

- ・ オンライン服薬指導希望者記録表
- ・ オンライン服薬指導同意書
- ・ 個人情報取り扱い
- ・ テレビ電話装置等に関する研修記録
- ・ オンライン服薬指導等の実施手順確認表

### ■ 別紙

- ・ 事業要件の該当性確認のフローチャート
- ・ 特定処方箋を発行する医療機関に関する覚書
- ・ 服薬情報提供書
- ・ オンライン服薬指導における医療連携に関する覚書
- ・ テレビ電話装置等の不具合の際の確認フロー
- ・ 配送・郵送時の事故の確認フロー
- ・ 臨床診断ワークシート

## オンライン服薬指導の薬局登録状況

愛知県	2018年 6月:当社 <b>全国初のオンライン服薬指導を実施(2018年7月5日実施)</b> 2018年11月:協和ケミカル <b>1名実施(2018年11月15日実施)</b> :たんぽぽ薬局 <b>1名実施(2018年11月7日実施)</b> :日本調剤 <b>2019年1月実施予定</b>
福岡県福岡市	2018年 6月:Hyuga Pharmacy(株)きらり薬局2店舗 <b>2名実施(2018年7月18日実施)</b> 2018年 7月:(株)タカラ薬局1店舗 <b>未実施</b> :総合メディカル(株)4薬局 <b>未実施</b> 2018年 8月:福岡市薬剤師会2店舗 <b>未実施</b> :(株)日本調剤4店舗 <b>未実施</b> :(株)アスティングONEハートフル薬局1店舗 <b>未実施</b> 2018年 9月:(株)ココカラファイン1店舗 <b>1名実施(2018年9月26日実施)</b> :セイコーメディカルブレーン(株)1店舗 <b>未実施</b> 2018年10月:新生堂薬局1店舗 <b>未実施</b>
兵庫県養父市	2018年10月:阪神調剤1店舗 <b>未実施</b> 2018年11月:小島調剤薬局はさまじ大阪屋薬局 <b>未実施</b>

▶ 各種資料より当社調べ

# オンライン服薬指導についての整理



	詳細(抜粋)
2013年12月13日公布 薬事法及び薬剤師法の一部を 改正する法律	処方箋により調剤された薬剤の販売、授与について、対面である旨が明記。 (これまでは省令にて対面販売を規定)
2015年6月30日 日本再興戦略改訂2015 (閣議決定)	対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。 あわせて、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。
2017年6月9日 未来投資戦略2017 (閣議決定)	遠隔診療について、次期診療報酬改定で評価を行う。 更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。また遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討する。
2018年6月4日 規制改革推進に関する第3次答申 (規制改革推進会議)	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。 (2018年度検討・結論、2019年度上期措置)
2018年6月15日 未来投資戦略2018 (閣議決定)	服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定における評価、医薬品医療機器等法の改正の検討等所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取り組みを進める。 オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。
2018年7月18日 中央社会保険医療協議会	国家戦略特区における遠隔服薬指導時の「 <b>薬剤服用歴管理指導料</b> 」の算定について承認
2018年12月25日 厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会	薬機法等制度改正に関するとりまとめにおいて、対面でなくとも適切な服薬指導が行われると考えられる場合には、対面服薬指導義務の例外を検討する必要がある。例外の具体的内容としては、 <b>かかりつけ薬剤師に限定すべき、品質の確保など適切なルールを検討すべき。</b>

▶ 各種資料より当社調べ





AIN GROUP

# 参考:オンライン診療料等について①

## ■ 2018年診療報酬改定におけるオンライン診療関連技術料の新設

	詳細	点数
オンライン診療料	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いて診察を行った場合に算定。ただし、連続する3月は算定できない。</li> <li>対象となる管理料等を初めて算定してから<b>6月の間は毎月同一の医師により対面診療</b>を行っている場合に限り算定。</li> <li>患者同意のもと、対面による診療(間隔は<b>3月以内</b>)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成、当該計画に基づき診察を行う。</li> <li>診察は当該医療機関内にて行う。</li> <li>算定患者は、緊急時に<b>大概30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること</b></li> </ul> <p>【算定可能な患者】以下の管理料を6月以上算定している患者                      特定疾患療養管理料、地域包括診療料、小児科療養指導料、認知症地域包括診療料、てんかん指導料、生活習慣病管理料、難病外来指導管理料、在宅時医学総合管理料、糖尿病透析予防指導管理料、精神科在宅患者支援管理料</p>	70点 (1月につき)
オンライン 医学管理料  ※オンライン診療料と セットで算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信機器を用いて医学管理を行った場合に、<b>前回対面受診日の翌月から今回対面受診月の前月までの期間が2月以内の場合に限り算定。</b></li> <li>対面診療で管理料等を算定する月は算定できない。</li> <li>対象となる管理料等を初めて算定してから<b>6月の間は毎月同一の医師により対面診療</b>を行っている場合に限り算定。</li> <li>患者同意の基、対面による診療(間隔は<b>3月以内</b>)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成、当該計画に基づき診察を行う。</li> <li>計画的な療養上の医学管理は当該医療機関内にて行う。</li> </ul> <p>【算定可能な患者】以下の管理料を6月以上算定している患者                      特定疾患療養管理料、地域包括診療料、小児科療養指導料、認知症地域包括診療料、てんかん指導料、生活習慣病管理料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料</p>	100点 (1月につき)

▶ 各種資料より当社調べ

## 参考: オンライン診療料等について②

### ■ 2018年診療報酬改定におけるオンライン診療関連技術料の新設

	詳細	点数
オンライン 在宅管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者同意のもと、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を1回のみ行い、かつ当該月にて訪問診療を行った日以外に、<b>情報通信機器を用いた医学管理を行った場合に算定</b>。ただし、連続する3月は算定できない。</li> <li>対象となる在宅時医学総合管理料等初めて算定してから<b>6月の間は毎月同一の医師により 対面診療を行っている</b>場合に限り算定。</li> <li>ただし当該管理料を初めて算定したつきから6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。</li> </ul>	100点 (1月につき)
精神科オンライン 在宅管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者同意のもと、計画的な医学管理の下に、当該月にて訪問診療を行った日以外に、<b>情報通信機器を用いた医学管理を行った場合に算定</b>。ただし、連続する3月は算定できない。</li> <li>対象となる精神科在宅患者支援管理料を初めて算定してから<b>6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている</b>場合に限り算定。</li> <li>ただし当該管理料を初めて算定したつきから6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。</li> </ul>	100点 (1月につき)

▶ 各種資料より当社調べ